各務原市機構集積協力事業交付金交付要綱

（平成２７年４月１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、担い手への農地集積を推進し、地域農業の生産性の向上及び競争力の強化を図るため、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成１８年３月３１日付け農政第２９４号農政部長通知）及び農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成２６年２月６日付け２５経営第３１３９号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じて担い手への農地集積に協力する者に対して、予算の範囲内で機構集積協力事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者等）

第２条　この要綱による交付金の区分、対象者、交付要件及び交付金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、交付の申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金を受けることができない。

（１）対象者又は対象者と同一の世帯員が市税を滞納しているとき。

（２）対象者が遊休農地（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３２条第１項各号のいずれかに該当する農地をいう。）を所有しているとき。

（手続の省略）

第３条　規則第１９条の規定により、規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（交付金の返還）

第４条　別表に定める経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付を受けた者は、交付決定後１０年以内に同表に定める交付要件を満たさなくなったことが明らかとなったときは、交付金を返還しなければならない。ただし、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）の規定により農地が収用される場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２０条の規定による契約、賃貸借又は使用貸借の解除により農地が機構から返還される場合その他のやむを得ない事情がある場合については、この限りでない。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第２条関係）

区分	対象者	交付要件	交付金額
地域集積協力金	国要綱別記２第４の１及び２に規定する地域の代表者	国要綱別記２第４の１に規定する要件	国要綱別記２第４の３に規定する額
経営転換協力金	国要綱別記２第５の１に規定する者	国要綱別記２第５の２に規定する交付要件	国要綱別記２第５の３に規定する額
耕作者集積協力金	国要綱別記２第６の１に規定する者	国要綱別記２第６の２に規定する交付要件	国要綱別記２第６の３に規定する額